

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
IR推進局 企画課	<p>職員が物品購入のため、購入先店舗へ出張していたが、旅行命令等の手続を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="468 499 1567 903"> <thead> <tr> <th>旅行日</th> <th>出発地</th> <th>目的地</th> <th>用務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年6月1日</td> <td>咲洲庁舎</td> <td>大阪市北区大深町1</td> <td>物品購入</td> </tr> <tr> <td>平成29年6月22日</td> <td>咲洲庁舎</td> <td>大阪市北区大深町1</td> <td>物品購入</td> </tr> <tr> <td>平成29年8月9日</td> <td>咲洲庁舎</td> <td>吹田市豊津町9</td> <td>物品購入</td> </tr> </tbody> </table>	旅行日	出発地	目的地	用務	平成29年6月1日	咲洲庁舎	大阪市北区大深町1	物品購入	平成29年6月22日	咲洲庁舎	大阪市北区大深町1	物品購入	平成29年8月9日	咲洲庁舎	吹田市豊津町9	物品購入	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【職員の旅費に関する条例】 (旅行命令等) 第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令等によって行われなければならない。 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> </div>	<p>検出事項3件については、通勤認定区間等であるため、追給手続は発生していない。 また、物品購入等のための出張の際の旅行命令手続について、全職員に周知徹底を図るとともに、担当者及び決裁者が、旅行命令が必要な場合、旅行命令手続の確認を行うこととした。 今後は、このようなことのないよう、関係法令等を遵守し、再発防止を図る。</p>
旅行日	出発地	目的地	用務																
平成29年6月1日	咲洲庁舎	大阪市北区大深町1	物品購入																
平成29年6月22日	咲洲庁舎	大阪市北区大深町1	物品購入																
平成29年8月9日	咲洲庁舎	吹田市豊津町9	物品購入																

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年6月20日及び同月25日)